

一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準の
ただし書に係る取扱い（緩和措置）について

（適用条件）

- 1 次の各号いずれにも適合する場合、その住宅部分の処理対象人員を5人とすることができる。なお、離れがある場合であって、母屋及び当該離れをそれぞれ独立した住宅として処理対象人員を算定するときは、独立した住宅ごとに適用するものとする。
 - （１） 一戸建ての専用住宅又は併用住宅に設置される合併処理浄化槽であること。（二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅を除く。）
 - （２） 住宅部分の延べ床面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積）が180㎡以下であること。
 - （３） 実居住人員及び将来の居住人員の見込みが5人以下であること。
 - （４） 使用水量の見込みが1,000ℓ／戸・日以下であること。
 - （５） 台所及び浴室がそれぞれ1か所以内であること。

（遵守事項）

- 2 ただし書の適用を受ける場合は、次の各号を遵守しなければならない。
 - （１） 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施されること。
 - （２） 浄化槽設置後、1の各号に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、速やかに改善措置を講じること。
 - （３） 浄化槽管理者（設置者）を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、当該浄化槽設置届出書（計画書）の写し等を引き渡す等して、1及び2の各号について遵守義務があることを承継すること。

（書類の提出）

- 3 次の届出書（計画書）等を提出する際に、ただし書の適用を受ける場合は、別紙1による「一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い」を4部添付すること。
 - （１） 浄化槽設置（変更）届出書（計画書）
 - （２） 記載事項変更（訂正）届出書

（記載方法）

- 4 次の届出書（計画書）等の各欄に「※緩和措置適用」と記載すること。（記載例参照）
 - （１） 浄化槽設置（変更）届出書（計画書）の「5.(7.)処理対象人員及び算定根拠」の欄
 - （２） 記載事項変更（訂正）届出書の「③浄化槽の規模」の欄等

（適用日）

- 5 ・本取扱いは、令和4年4月1日から適用する。
 - ・本取扱いは、令和5年12月18日に一部改正する。
 - ・本取扱いは、令和8年4月1日に一部改正する。

【記載例】

(1) 浄化槽設置（変更）届出書（計画書）

5.(7.) 処理対象人員 及び算定根拠	①処理対象人員 5 人
	②算定根拠 (1F) $8\text{m} \times 12\text{m} + (2\text{F}) 6\text{m} \times 10\text{m} = 156\text{m}^2 \leq 180\text{m}^2$ <u>※緩和措置適用</u>

・ 複数の住宅に緩和措置を適用する場合

5.(7.) 処理対象人員 及び算定根拠	①処理対象人員 10 人
	②算定根拠 (住宅1) $160\text{m}^2 \leq 180\text{m}^2$ 5人 <u>※緩和措置適用</u> (住宅2) $140\text{m}^2 \leq 180\text{m}^2$ 5人 <u>※緩和措置適用</u>

(2) 記載事項変更（訂正）届出書

③浄化槽の規模	5 人槽 <u>※緩和措置適用</u>
---------	------------------------

・ 増改築、用途変更の場合

④ 変更 の内容	項 目	変 更 前	変 更 後
	建築用途	専用住宅	併用住宅 (持ち帰り専用の弁当店を増築)
	延べ面積	175 m^2	200 m^2
	算定根拠	$17.5\text{m} \times 10\text{m} = 175\text{m}^2$ = 7人槽	(住宅) $17.5\text{m} \times 10\text{m} = 175\text{m}^2 \leq 180\text{m}^2$ = 5人槽 (店舗) $5\text{m} \times 5\text{m} \times 0.075 \div 2$ 人槽 <u>※緩和措置適用</u>

環境保全室長 } 殿
 保健所長
 特定行政庁

浄化槽設置者(管理者)
 住 所

氏 名(自筆)

一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い

下記の一戸建て住宅に合併処理浄化槽を設置するに当たり、その住宅部分について「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに改善措置を講じることを誓約します。

記

1	設置場所	
---	------	--

浄化槽の処理対象人員の算定上独立した複数の住宅に対して緩和措置を適用する場合は、下表2～6を記載せず、代わりに別紙2を添付してください。

2	建築物の工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ なし(既存) ☐ その他()	
3	住宅部分の延べ床面積 ($130\text{m}^2 < A \leq 180\text{m}^2$)	m^2	※増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積を記入してください。
4	居住人員(≤5人)	実居住人員 人	※将来の見込みは、増減後の人数を記入してください。
		将来の見込み 人	
5	台所の数(≤1か所)	台所	か所
	浴室の数(≤1か所)	浴室	か所
6	使用水量見込み ($\leq 1,000\text{L}/\text{戸} \cdot \text{日}$)	$\text{L}/\text{戸} \cdot \text{日}$	※現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。井戸水を利用する場合等も、可能な限り正確な使用水量見込みを記入してください。

※二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅は緩和措置の適用対象外です。

床面積、水廻りの位置、配管等が分かる図面(平面図)を添付してください。

なお、浄化槽の処理対象人員の算定上独立した住宅が複数ある場合、緩和措置を適用する住宅を示してください。
 (遵守事項)

- 1 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適切に実施します。
- 2 浄化槽設置後、表中3、4、5、6(別紙2を含む。次項において同じ。)に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合等には、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、自らの責任において速やかに改善措置を講じます。
- 3 浄化槽設置者(管理者)を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、浄化槽設置届出書(計画書)の写しを引き渡す等して、表中3、4、5、6及び上記各項について遵守義務があることを承継します。

別紙 2

住宅の識別番号			
2	建築物の工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ なし(既存) ☐ その他()	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ なし(既存) ☐ その他()
3	住宅部分の延べ床面積 (130㎡＜A≤180㎡) ※増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積を記入してください。	㎡	㎡
4	居住人員(≤5人)	実居住人員 人	実居住人員 人
	※将来の見込みは、増減後の人数を記入してください。	将来の見込み 人	将来の見込み 人
5	台所の数(≤1か所) 浴室の数(≤1か所)	台所 か所 浴室 か所	台所 か所 浴室 か所
6	使用水量見込み (≤1,000ℓ/戸・日) ※現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。井戸水を利用する場合等も、可能な限り正確な使用水量見込みを記入してください。	ℓ/戸・日	ℓ/戸・日

※床面積、水廻りの位置、配管等が分かる図面(平面図)を添付し、緩和措置を適用する住宅ごとに識別番号を付して示してください。